

第31号発議案

北朝鮮の暴挙を抑制し国際社会の平和と安定を確保する  
とともに拉致事件の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年12月22日

提出者 総務文教委員長 横尾幸秀

新潟県議会議長 早川吉秀様

# 北朝鮮の暴挙を抑制し国際社会の平和と安定を確保するとともに拉致事件の早期解決を求める意見書

本年9月に北朝鮮が5度目の核実験を強行したことを受け、国連安全保障理事会は、3月に採択した制裁決議の更なる強化に向けて協議し、国連加盟国の北朝鮮からの石炭輸入量を現在の半分以下に制限することなどを盛り込んだ新たな制裁決議を11月30日に全会一致で採択した。さらに、我が国においても、国連決議の採択を受け、12月2日に人的往来の規制強化や北朝鮮に寄港したすべての船舶の入港禁止といった独自の制裁措置の強化を決定したところである。

北朝鮮の核やミサイルの開発は、世界平和の安定を損なう行為であり、断じて容認できないことから、このたびの強力な制裁措置を徹底して実行しなければならない。また、制裁措置が拉致被害者の救出の糸口になり得ることを踏まえ、すべての国民が願っている拉致事件の早期解決に向け、あらゆる方策を講じていくことが求められている。

よって国会並びに政府におかれては、国際社会と連携した強力な制裁措置の徹底により、北朝鮮の核やミサイルの開発資金を断ち、国際社会の平和と安定を確保するとともに、横田めぐみさんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い救出に向けて、行動対行動、対話と圧力という基本原則に則り、早急に対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	岸田文雄様
内閣官房長官	菅義偉様
拉致問題担当大臣	加藤勝信様

原案可決  
全会一致

第32号発議案

## 高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年12月22日

提出者 産業経済委員長 石 塚 健

新潟県議会議長 早 川 吉 秀 様

## 高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書

本県の関川村及び上越市において、本年11月、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。県においては対策本部を設置し、24時間体制で鶏の殺処分をはじめ感染の拡大防止に向けた対応を行うとともに、国においても官邸に情報連絡室を設置し、農林水産省から大臣政務官をはじめ担当者の派遣を行うなど、県と連携のうえ防疫措置を講じたところである。

県は、関川村や上越市とともに50万羽を超える鶏の殺処分を迅速に行うとともに、厳重な警戒措置を講じ、感染拡大の防止対策等に取り組んでいるが、地元住民においては殺処分された鶏の埋却地周辺の地下水や土壌の汚染に対する懸念、県内養鶏農家等においては風評被害に対する不安など、今時の高病原性鳥インフルエンザの発生がもたらした本県への負の影響は計り知れないものがある。

よって国会並びに政府におかれては、鳥インフルエンザは発生の時期や場所の予測が困難で初動対応が特に重要であることに鑑み、薬剤や資機材等の配備に万全を期すとともに、感染拡大の防止対策はもちろんのこと、被害が生じている養鶏農家等への経営支援、風評被害の防止などについても早急に対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
農林水産大臣	山本有二様
環境大臣	山本公一様

原案可決

賛成多数

第33号発議案

## 受動喫煙防止対策強化措置に係る意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年12月22日

提出者	小笠原 隆	島原 義	隆宗	青皆	柳川	正雄	司二	中小	村林	康一	司大
賛成者	松矢富佐岩金中帆三佐高安片重	原野榎藤村谷野苺富藤倉沢野川	良一良国謙佳伸峰隆	道学成純一彦洸治一広栄子猛広	高石佐小沢尾村渡星小上志小	橋塚藤林野身松辺野島杉田島	直卓林孝二惇伊佐知邦義	揮健之一修昭郎夫晋之男徳	宮横榆西斎柄小石藤秋大青佐	崎尾井川藤沢野井田山渕木藤	悦幸辰洋隆正峯博三枝子健郎雄

新潟県議会議長 早川吉秀様

## 受動喫煙防止対策強化措置に係る意見書

飲食業や宿泊業においては、その店舗・施設において喫煙を望む利用者も多くいることから、受動喫煙防止対策の必要性を十分に認識したうえで、分煙化の促進や利用者の意図しない受動喫煙の防止について、これまでも実態に即した様々な対策を自主的に講じてきたところである。しかしながら、本年10月に厚生労働省が公表した「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」では、実態を無視するような厳格な規制が列挙されており、業界がこれまで推進し、効果を上げてきた取組を根底から否定するような内容となっている。

飲食業や宿泊業は、その多くの事業者が家族経営等のいわゆる中小・零細業者であり、原則建物内禁煙という厳しい規制により、利用者ニーズへの対応が著しく損なわれ、売上げが減少することが危惧されている。また、店舗面積や構造上の物理的な制約に加え、資金的な制約もあり、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ない事態も想定され、経営への影響は非常に大きいものがある。加えて、これまで自主的に効果的な分煙措置を講じてきた店舗や施設であっても、改めて施設の撤去や改築のための追加費用が生じるおそれがあり、さらに、駅周辺や繁華街等においては、路上喫煙規制条例等により屋外での喫煙が厳しく制限されているところが多いため、利用者に店舗外での喫煙を求めることも著しく困難な状況にある。

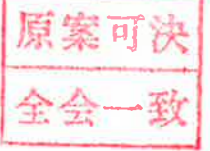
よって国会並びに政府におかれては、受動喫煙防止対策の強化に当たっては喫煙室の設置が困難な店舗・施設や、既に効果的な分煙措置を行っている店舗・施設に十分に配慮するとともに、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を目指し、分煙環境の整備を推進することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	塩崎恭久様



第34号発議案

## 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年12月22日

提出者 小島 隆 青柳 正司 中村 康司  
笠原 義宗 皆川 雄二 小林 一大  
桜井 甚一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 早川 吉秀 様

## 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

平成21年度税制改正における道路特定財源制度の廃止に伴い、軽油引取税は一般財源化され普通税に移行したが、スキー産業の索道事業者が使う機械や農業用の機械など道路を使用しない機械に使用される軽油については、これまで特例措置により課税が免除されてきたところである。しかしながら、当該措置は平成30年3月末で終了することとなっている。

本県においては、スキー人口が減少する中で、昨年度、外国人スキーヤーの入込客数が過去最高を記録するなど、スキー産業は外国人観光客誘致の目玉となっている。課税免除の特例措置の終了は、事業者には大きな負担増を強いることとなり、索道事業者の施設の維持のみならず、宿泊業、飲食業など多くの関連事業者はもとより、地域経済にも多大な影響を及ぼすものと懸念されている。また、農業者にあっても政府の農業改革に対応するため、更なる経営規模の拡大が求められることから、より大型の農業機械の導入が必要とされており、特例措置の終了により経営負担が大きくなることが懸念されている。

よって国会並びに政府におかれては、軽油引取税の課税免除措置を受けている索道事業者、農林業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	高市早苗様
農林水産大臣	山本有二様
経済産業大臣	世耕弘成様
国土交通大臣	石井啓一様



原案可決  
賛成多数

第35号発議案

## 農協改革に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年12月22日

提出者 皆川雄二 小島隆 青柳正司  
中村康司 笠原義宗 小柳林一 大  
桜井甚一

賛成者 松原良道 高石橋直揮 宮崎悦男  
矢野一学 石佐塚卓健 横尾幸秀  
富野藤村良成 小沢尾身孝二 伊佐夫 一  
佐岩金中帆三志小 谷野蒔富田島 彦洸治一男徳 渡星青佐 野木藤 野井沢野川 隆正峯 隆 景三修子猛広

新潟県議会議長 早川吉秀様

## 農協改革に関する意見書

政府の農林水産業・地域の活力創造本部は、本年11月に生産者の所得向上のための資材価格の引下げや流通効率化などを柱とする農業改革方針を決定した。

農家が使う農薬や肥料が韓国より2倍から3倍も高いと報じられるなど、全国農業協同組合連合会（全農）を通じた非効率な生産・流通構造は問題視され、農家の利益を守る協同組合としての本来の役割を果たしていないと批判を受けることもあった。このような状況を踏まえ、このたびの農業改革方針では、全農に対して、生産資材の購買事業を縮小し農産物の販売事業を強化することを目的とした組織改革を求める内容を盛り込んだところである。担い手の高齢化などの構造問題を多く抱えている我が国農業の現状を鑑みれば、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の発効にかかわらず、各JA組織は、地域農業の担い手とも言うべき組合員の意見・意向に真摯に耳を傾けながら、真の担い手農業者の立場に立った自律的な改革に取り組む必要がある。

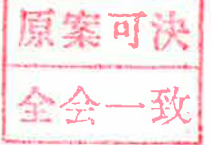
よって国会並びに政府におかれては、地域農業の持続的な発展に寄与するため、農協改革をはじめとする我が国農業の構造改革を行うに当たっては地域における真の担い手農業者の所得向上に資するものとなるよう、真摯に取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
農林水産大臣	山本有二様
規制改革担当大臣	山本幸三様



第37号発議案

## 教職員体制の充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年12月22日

提出者 小島隆 青柳正司 中村康司  
笠原義宗 皆川雄二 小林一大  
桜井甚一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 早川吉秀様

## 教職員体制の充実を求める意見書

子どもたちの健やかな成長を図るためには、家庭・学校・地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、連携を深めていくことが重要である。政府においては、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる「一億総活躍社会の実現」を掲げているが、その実現のためには、次代を担う子どもたちの豊かな学びを支える学校教育環境の充実を図る必要がある。

学校において子どもたちが豊かに学び合うためには、実際に運営を担う教職員体制の充実が重要であるが、我が国の教職員は他国に比べて職務の幅が広い上、勤務時間も長く、教職員の数は十分とは言えない状況にある。また、現在、福島第一原子力発電所の事故により福島県から避難されている児童生徒に対するいじめについては横浜市のほか、同県から多くの避難者を受け入れている本県においても新潟市の小学校で確認されているが、学校現場では、いじめ対策以外にも特別な支援が必要な児童生徒への対応、家庭や地域への対応、さらには貧困を起因とする児童生徒の学力格差問題など様々な課題への対応が求められており、これら課題に対して学校現場が一丸となってきめ細やかな対応を行うための体制を構築する必要がある。

このような中、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会においては、教職員定数を削減すべきとの意見が繰り返し出されているが、これは、複雑化・困難化する学校現場の実情を無視したものであり、極めて憂慮すべきことである。

よって国会並びに政府におかれては、次代を担う子どもたちの豊かな学びを支える学校教育環境を整備するため、いじめ対策をはじめとする教育上の諸課題に対して学校現場が一丸となってきめ細やかな対応を行うことができるよう、教職員体制の充実を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	高市早苗様
文部科学大臣	松野博一様
内閣官房長官	菅義偉様